

健発 0331 第 51 号
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」
の一部改正について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところである。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- （１）定期的な検診の機会を利用した接種状況の確認で、3 歳児健康診査の機会においても接種状況を確認することを追加すること。
- （２）A 類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項として安全性の基準を定めていたところ、集団接種に限らず医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項として安全性の基準を定めること。
- （３）平成 27 年度における日本脳炎の定期接種の積極的な勧奨の対象者について定めること。
- （４）水痘の定期接種における特例対象者について、平成 26 年度末をもって特例措置を終了すること。
- （５）水痘ワクチンの接種に当たっても、麻しん風しんワクチンと同様、溶解後速やかに接種することを定めること。
- （６）高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種における特例対象者のうち、平成 26 年 3 月 31 日において 100 歳以上の者については、平成 26 年度末をもって特例措置を終了すること。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

定期接種実施要領

第1 総論

1 予防接種台帳

市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき様式第一の予防接種台帳を参考に作成し、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「政令」という。）第6条の2や文書管理規程等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。

また、予防接種台帳を未接種者の把握等に有効活用するため、電子的な管理を行うことが望ましい。

2 対象者等に対する周知

- （1）定期接種を行う際は、政令第5条の規定による公告を行い、政令第6条の規定により定期接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されること。その周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種を行う際は、使用するワクチンについて、子宮頸がんそのものを予防する効果は現段階で証明されていないものの、子宮頸がんの原因となるがんに移行する前段階の病変の発生を予防する効果は確認されており、定期接種が子宮頸がんの予防を主眼としたものであることが適切に伝わるよう努めるものとし、また、B類疾病の定期接種を行う際は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることを明示した上で、上記内容が十分周知されること。

- （2）予防接種の対象者又はその保護者に対する周知を行う際は、必要に応じて、母子健康手帳の持参、費用等も併せて周知すること。なお、母子健康手帳の持参は必ずしも求めるものではないが、接種を受けた記録を本人が確認できるような措置を講じること。
- （3）近年、定期接種の対象者に外国籍の者が増えていることから、英文等による周知等に努めること。
- （4）麻しん及び風しんの定期接種については、「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）及び「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第122号）において、第1期及び第2期の接種率目標を95%以上と定めており、また、結核の定期接種についても、「結核に関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第72号）において、接種率目標を95%以上と定めていることから、予防接種を受けやすい環境を整え、接種率の向上を図

ること。

3 予防接種実施状況の把握

(1) 既接種者及び未接種者の確認

予防接種台帳等の活用により、「7 予防接種の実施計画」で設定した接種予定時期を前提として、接種時期に応じた既接種者及び未接種者の数を早期のうちに確認し、管内における予防接種の実施状況についての的確に把握すること。

(2) 未接種者への再度の接種勧奨

A類疾病の定期接種の対象者について、本実施要領における実施時期を過ぎてもなお、接種を行っていない未接種者については、疾病罹患予防の重要性、当該予防接種の有効性、発生しうる副反応及び接種対象である期間について改めて周知した上で、本人及びその保護者への個別通知等を活用して、引き続き接種勧奨を行うこと。

(3) 定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認

母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する健康診査（1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査）及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市町村長は、定期接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。

4 予防接種に関する周知

市町村長は、予防接種制度の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等について、十分な周知を図ること。

5 接種の場所

定期接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行うこと（集団接種）も差し支えない。

また、定期接種の対象者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該対象者が生活の根拠を有する自宅や入院施設等において実施しても差し支えない。これらの場合においては、「13 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項」及び「14 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項」に留意すること。

なお、市町村長は、学校等施設を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施すること。

6 接種液

(1) 接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること。

(2) 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用する方法によること。

また、凍結させないことなど、ワクチンによって留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に貯蔵すること。

7 予防接種の実施計画

(1) 予防接種の実施計画の策定については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 実施計画の策定に当たっては、地域医師会等の医療関係団体と十分協議するものとし、個々の予防接種が時間的余裕をもって行われるよう計画を策定すること。

また、インフルエンザの定期接種については、接種希望者がインフルエンザの流行時期に入る前（通常は 12 月中旬頃まで）に接種を受けられるよう計画を策定すること。

イ 接種医療機関において、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮すること。

ウ 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（(ア)から(カ)までに掲げる者をいう。以下同じ。）について、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等、一般的な対処方法等について、あらかじめ決定しておくこと。

(ア) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

(イ) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(ウ) 過去にけいれんの既往のある者

(エ) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(オ) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(カ) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

(2) 市町村長は、予防接種の実施に当たっては、あらかじめ、予防接種を行う医師に対し実施計画の概要、予防接種の種類、接種対象者等について説明すること。

(3) 接種医療機関及び接種施設には、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するために必要な薬品及び用具等を備え、又は携行すること。

8 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求める等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。

なお、接種回数を決定するに当たっては、次のことに留意すること。

(1) 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成 22 年 11 月 26 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）に基づき過去に一部接種した回数については、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすこと。

- (2) 海外等で受けた予防接種については、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

9 予診票

- (1) 乳幼児や主に小学生が接種対象となっている定期接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症又は水痘）については様式第二予防接種予診票（乳幼児・小学生対象）を、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種のうち、接種を受ける者に保護者が同伴する場合及び接種を受ける者が既婚者の場合については様式第三ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴する場合、受ける人が既婚の場合）を、接種を受ける者に保護者が同伴しない場合については様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を、インフルエンザの定期接種については様式第五インフルエンザ予防接種予診票を、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種については様式第六高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票を、それぞれ参考にして予診票を作成すること。

なお、予診票については、予防接種の種類により異なる紙色のものを使用すること等により予防接種の実施に際して混同を来さないよう配慮すること。

- (2) 作成した予診票については、あらかじめ保護者に配布し、各項目について記入するよう求めること。
- (3) 市町村長は、接種後に予診票を回収し、文書管理規程等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。

10 予診並びに予防接種不相当者及び予防接種要注意者

- (1) 接種医療機関及び接種施設において、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前にを行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べる（以下「予診」という。）。)
- (2) 個別接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不相当者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不相当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

- (3) 乳幼児に対して定期接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。
- (4) B類疾病の定期接種の実施に際しては、接種を受ける法律上の義務がないことから、

対象者が自らの意思で接種を希望していることを確認すること。対象者の意思の確認が容易でない場合は、家族又はかかりつけ医の協力を得て、その意思を確認することも差し支えないが、明確に対象者の意思を確認できない場合は、接種してはならないこと。

- (5) 予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）第 6 条に規定する者に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。この場合、B 類疾病の定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意すること。なお、インフルエンザの定期接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者は、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 8 号に該当することに留意すること。
- (6) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

1 1 予防接種後副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

ただし、政令第 1 条の 3 第 2 項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第 4 項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも 13 歳以上の者に接種する場合に限る。）において、保護者が接種の場に同伴しない場合には、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度についての説明を事前に理解する必要があるため、様式第四ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（保護者が同伴しない場合）を参考に、説明に関する情報を含む予診票を作成した上で、事前に保護者に配布し、保護者がその内容に関する適切な説明を理解したこと及び予防接種の実施に同意することを当該予診票により確認できた場合に限り接種を行うものとする。

なお、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の文書による同意を得ることが困難であることが想定される場合には、当該施設等において、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えなく、また、被接種者が既婚者である場合は、被接種者本人の同意にて足りるものとする。

1 2 接種時の注意

- (1) 予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。
 - イ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。

ウ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さないで吸引すること。

エ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコール消毒すること。

オ 結核、ヒトパピローマウイルス感染症及び高齢者の肺炎球菌感染症以外の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

カ 結核の予防接種にあつては、接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては接種部位の皮膚を緊張させ、ワクチンの懸濁液を上腕外側のほぼ中央部に滴下塗布し、9本針植付けの経皮用接種針（管針）を接種皮膚面に対してほぼ垂直に保ちこれを強く圧して行うこと。接種数は2箇所とし、管針の円跡は相互に接するものとする。

キ ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種にあつては、ワクチンの添付文書の記載に従って、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部に、組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部又は大腿四頭筋部に筋肉内注射する。接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。

ク 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種にあつては、原則として上腕伸側に皮下接種又は筋肉内注射により行う。接種前には接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。

ケ 接種用具等の消毒は、適切に行うこと。

（2）被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し、又は注意させること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに当該予防接種を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）の担当部局に連絡すること。

1.3 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項

（1）実施計画の策定

予防接種の実施計画の策定に当たっては、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

（2）接種会場

ア 冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置にあること。

イ 2種類以上の予防接種を同時に行う場合は、それぞれの予防接種の場所が明確に区別され、適正な実施が確保されるよう配慮すること。

(3) 接種用具等の整備

ア 接種用具等、特に注射針、体温計等多数必要とするものは、市町村が準備しておくこと。

イ 注射器は、2ミリリットル以下のものを使用すること。

ウ 接種用具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

(4) 予防接種の実施に従事する者

ア 予防接種を行う際は、予診を行う医師1名及び接種を行う医師1名を中心とし、これに看護師、保健師等の補助者2名以上及び事務従事者若干名を配して班を編制し、各班員が行う業務の範囲をあらかじめ明確に定めておくこと。

イ 班の中心となる医師は、あらかじめ班員の分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各班員はこれを遵守すること。

(5) 保護者の同伴要件

集団接種については、原則、保護者の同伴が必要であること。

ただし、政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項による日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種（いずれも13歳以上の者に接種する場合に限る。）において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

また、接種の実施に当たっては、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するために、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施したうえで、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適合要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、被接種者が既婚者である場合は、この限りではない。

(6) 予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

(7) 女性に対する接種の注意事項

政令第1条の3第2項の規定による対象者に対して行う予防接種、政令附則第4項で定める日本脳炎の定期接種及びヒトパピローマウイルス感染症の定期接種対象者のうち、13歳以上の女性への接種に当たっては、妊娠中若しくは妊娠している可能性がある場合には原則接種しないこととし、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断した場合のみ接種できる。このため、接種医は、入念な予診が尽くされるよう、予診票に記載された内容だけで判断せず、必ず被接種者本人に、口頭で記載事実の確認を行うこと。また、その際、被接種者本人が事実を話しやすいような環境づくりに努めるとともに、本人のプライバシーに十分配慮すること。

1 4 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項

(1) 安全基準の遵守

市町村長は、医療機関以外の場所での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。

ア 経過観察措置

市町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種を受けた者の身体を落ち着かせ、接種した医師、接種に関わった医療従事者又は実施市町村の職員等が接種を受けた者の身体の症状を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。

イ 応急治療措置

市町村長は、医療機関以外の場所においても、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられたとしても、応急治療ができるよう救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管内チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。

ウ 救急搬送措置

市町村長は、被接種者に重篤な副反応がみられた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。

(2) 次回以降の接種時期及び接種方法の説明

市町村長は、医療機関以外の場所で行った予防接種について、次回以降の接種が必要な場合は、被接種者本人又はその保護者に対して、次回以降の接種時期及び接種方法について十分に説明すること。

(3) 副反応が発生した場合の連絡先

市町村長は、接種後に接種局所の異常反応や体調の変化が生じた際の連絡先として、接種医師の氏名及び接種医療機関の連絡先を接種施設に掲示し、又は印刷物を配布することにより、被接種者本人等に対して確実に周知すること。

(4) 実施体制等

(1) から (3) までに定めるもののほか、医療機関以外の場所で定期接種を実施する場合は、「1 3 A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項」の(1) から(3)まで、(6)及び(7)と同様とすること。

1 5 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

(1) 予防接種を行った際は、施行規則に定める様式による予防接種済証を交付すること。

(2) 予防接種を行った際、母子健康手帳に係る乳児又は幼児については、(1)に代えて、母子健康手帳に予防接種の種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

1 6 予防接種の実施の報告

市町村長は、定期接種を行ったときは、政令第7条の規定による報告を「地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省大臣官房統計情報部作成）の作成要領に従って行うこと。

1 7 都道府県の麻しん及び風しん対策の会議への報告

「麻しんに関する特定感染症予防指針」（平成19年厚生労働省告示第442号）及び「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成26年厚生労働省告示第122号）に基づき、都道府県知事は、管内市町村長と連携し、管内における麻しん及び風しんの予防接種実施状況等を適宜把握し、都道府県を単位として設置される麻しん及び風しん対策の会議に速やかに報告すること。

1 8 他の予防接種との関係

- (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン、不活化ポリオワクチン、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド、乾燥ヘモフィルスb型ワクチン、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン、組換え沈降2価（4価）ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン、インフルエンザHAワクチン又は23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種した日から別の種類の予防接種を行うまでの間隔は、6日以上おくこと。
- (2) 2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチンを使用する場合を除く。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

1 9 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

- (1) インフルエンザを除く法の対象疾病（以下「特定疾病」という。）について、それぞれ政令で定める予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者又はかかったことのある者その他施行規則第2条各号に規定する者を除く。）であって、当該予防接種の対象者であった間に、(2)の特別の事情があることにより予防接種を受けることができなかったと認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症に係る定期接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間（(3)の場合を除く。）、当該特定疾病の定期接種の対象者とする。
- (2) 特別の事情
 - ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

(ア) 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

(イ) 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

(ウ) (ア) 又は (イ) の疾病に準ずると認められるもの

(注) 上記に該当する疾病の例は、別表に掲げるとおりである。ただし、これは、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきものである。

イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの

(3) 対象期間の特例

ア ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風については、15 歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る。）に達するまでの間

イ 結核については、4 歳に達するまでの間

ウ Hib 感染症については、10 歳に達するまでの間

エ 小児の肺炎球菌感染症については、6 歳に達するまでの間

(4) 留意事項

市町村は、(2) の「特別の事情」があることにより定期接種を受けることができなかったかどうかについては、被接種者が疾病にかかっていたことや、やむを得ず定期接種を受けることができなかったと判断した理由等を記載した医師の診断書や当該者の接種歴等により総合的に判断すること。

(5) 厚生労働省への報告

上記に基づき予防接種を行った市町村長は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、予防接種を行った疾病、接種回数等を、任意の様式により速やかに厚生労働省健康局結核感染症課に報告すること。

20 他の市町村等での予防接種

保護者が里帰りをしている場合、定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う等の配慮をすること。

21 予防接種時の事故の報告

市町村長は、定期接種を実施する際、予防接種に係る事故の発生防止に努めるととも

に、事故の発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量でワクチンを接種した、有効期限の切れたワクチンを接種した等の重大な健康被害につながるおそれのある事故を把握した場合には、以下の①から⑧までの内容を任意の様式に記載し、都道府県を經由して、厚生労働省健康局結核感染症課に速やかに報告すること。

なお、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い事故については、都道府県が管内の市町村で毎年4月1日～翌年3月31日までに発生した事故をとりまとめの上、その事故の態様毎の件数のみを毎年4月30日までに厚生労働省健康局結核感染症課に報告すること。

- ① 予防接種を実施した機関
- ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号
- ③ 予防接種を実施した年月日（事故発生日）
- ④ 事故に係る被接種者数
- ⑤ 事故の概要と原因
- ⑥ 市町村長の講じた事故への対応（公表の有無を含む。）
- ⑦ 健康被害発生の有無（健康被害が発生した場合は、その内容）
- ⑧ 今後の再発防止策

2.2 副反応報告

法の規定による副反応報告については、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成25年3月30日付健発0330第3号、薬食発0330第1号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照すること。

第2 各論

1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期接種

- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。
- (2) ジフテリア、百日せき及び急性灰白髄炎について、ジフテリア、急性灰白髄炎及び破傷風について又は百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。
- (3) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。

- (4) ジフテリア及び百日せきについて又は百日せき及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(3)と同様とすること。
- (5) ジフテリア及び急性灰白髄炎について、百日せき及び急性灰白髄炎について又は急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、(1)と同様とすること。
- (6) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。
- また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。
- (7) ジフテリア又は破傷風の第1期の予防接種は、(6)と同様とすること。
- (8) 百日せきの第1期の予防接種は、(3)と同様とすること。
- (9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。
- また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行うこと。
- (10) 第1期の予防接種の初回接種においては、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン又は沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのうちから、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種すること。
- (11) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第2期の予防接種は、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用し、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- (12) ジフテリア又は破傷風の第2期の予防接種は、(11)と同様とすること。
- (13) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎又は破傷風のいずれかの既罹患患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。
- ただし、第2期の予防接種に使用するワクチンは沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドのみとする。

(14) 急性灰白髄炎の予防接種については、次のことに留意すること。

ア 急性灰白髄炎の予防接種の対象者については、原則として、平成 24 年 9 月 1 日より前の接種歴に応じた接種回数とすることから、予防接種台帳による確認や保護者からの聞き取り等を十分に行い、接種歴の把握に努める必要があること。

イ 平成 24 年 9 月 1 日より前に経口生ポリオワクチンを 1 回接種した者については、平成 24 年 9 月 1 日以降は、急性灰白髄炎の初回接種を 1 回受けたものとみなす。
なお、平成 24 年 9 月 1 日より前に経口生ポリオワクチンを 2 回接種した者は、定期接種として受けることはできないこと。

(15) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成 26 年省令第 22 号。以下「改正省令」という。）による改正前の予防接種実施規則（以下「旧規則」という。）に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、改正省令による改正後の予防接種実施規則（以下「新規則」という。）に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

2 麻しん又は風しんの定期接種

(1) 対象者

ア 麻しん又は風しんの第 1 期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者に対し、1 回行うこと。この場合においては、早期の接種機会を確保すること。

イ 麻しん又は風しんの第 2 期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生風しんワクチン若しくは乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンにより、5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の 1 年間にある者）に対し、1 回行うこと。

(2) 混合ワクチンの使用

麻しん及び風しんの第 1 期又は第 2 期の予防接種において、麻しん及び風しんの予防接種を同時に行う場合は、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(4) 一部の疾病に既罹患である場合の混合ワクチン接種

麻しん又は風しんの既罹患患者においては、既罹患疾病以外の疾病に係る予防接種のために既罹患疾病に対応するワクチン成分を含有する混合ワクチンを使用することを可能とする。

3 日本脳炎の定期接種

- (1) 日本脳炎の第1期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、初回接種については3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については、初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- (2) 第2期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。
- (3) 予防接種の特例

ア 実施規則附則第4条の対象者（平成19年4月2日から平成21年10月1日に生まれた者で、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者で、生後6月から90月又は9歳以上13歳未満にある者）

(ア) 実施規則附則第4条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種すること。なお、既に接種済みの1回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(イ) 実施規則附則第4条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第4条第2項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。

イ 実施規則附則第5条の対象者（平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者：平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）

(ア) 実施規則附則第5条第1項により、残り3回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(イ) 実施規則附則第5条第1項により、残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(ウ) 実施規則附則第5条第1項により、残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第2期接種として、9歳以上の者に対して、第1期接種終了後6日以上の間隔をおいて行うこと。

(エ) 実施規則附則第5条第2項から第5項による日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、

標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種すること。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期接種終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種すること。

(4) 平成27年度における予防接種の特例に係る積極的な勧奨

ア 対象者

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより、平成27年度に18歳となる者（平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が十分に行われていないことから、(3)の接種方法に沿って、平成27年度中に予防接種の積極的な勧奨を行うこと。

イ 積極的な勧奨に当たって、個別通知を行う際には、予防接種台帳を確認して予防接種を完了していない者にのみ通知を行う方法又は対象年齢の全員に通知した上で、接種時に母子健康手帳等により残りの接種すべき回数を確認する方法のいずれの方法でも差し支えない。

ウ 積極的な勧奨の差し控えが行われていた期間に、定期接種の対象者であった者のうち、第1期接種（初回接種及び追加接種）を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えない。

なお、上記以外の者に対する第2期接種の積極的な勧奨については、ワクチンの供給量等を踏まえつつ、平成28年度以降、年齢の高い者から順に、できるだけ早期に積極的な勧奨を実施することとしている。

(5) 厚生労働省においては、厚生労働省ホームページ等を通じて、日本脳炎の予防接種の対応等に係る情報を提供することとしている。

これらの情報を活用して、保護者等に対し、疾患の特性及び感染のリスクが高い者等に関すること並びに平成27年度の予防接種シーズンにおいて予定されているワクチンの供給量では、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逸した全ての者に対する十分な接種機会の提供が困難な場合があることについて、情報提供を行うこと。

(6) 日本脳炎の予防接種について、平成26年4月1日より前に、旧規則に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、新規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

4 結核の定期接種

(1) 結核の予防接種は、経皮接種用乾燥BCGワクチンを使用し、生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行うこと。

ただし、結核の発生状況等市町村の実情に応じて、上記の標準的な接種期間以外の期間に行うことも差し支えない。

(2) コッホ現象について

健常者がBCGを初めて接種した場合は、接種後10日頃に針痕部位に発赤が生じ、接種後1月から2月までの頃に化膿巣が出現する。

一方、結核既感染者にあっては、接種後10日以内に接種局所の発赤・腫脹及び針

痕部位の化膿等を来し、通常2週間から4週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応が起こることがあり、これをコッホ現象という。これは、BCG再接種においてみられる反応と同一の性質のものが結核感染後の接種において比較的強く出現したものである。

(3) コッホ現象出現時の対応

ア 保護者に対する周知

市町村は、予防接種の実施に当たって、コッホ現象に関する情報提供及び説明を行い、次の事項を保護者に周知しておくこと。

(ア) コッホ現象と思われる反応が被接種者にみられた場合は、速やかに接種医療機関を受診させること。

(イ) コッホ現象が出現した場合は、接種局所を清潔に保つ以外の特別の処置は不要である。反応が起こってから、びらんや潰瘍が消退するまでの経過がおおむね4週間を超える等治癒が遷延する場合は、混合感染の可能性もあることから、接種医療機関を受診させること。

イ 市町村長におけるコッホ現象事例報告書の取扱い

市町村長は、あらかじめ様式第七のコッホ現象事例報告書を管内の医療機関に配布し、医師がコッホ現象を診断した場合に、保護者の同意を得て、直ちに当該被接種者が予防接種を受けた際の居住区域を管轄する市町村長へ報告するよう協力を求めること。

また、市町村長は、医師からコッホ現象の報告を受けた場合は、保護者の同意を得て、コッホ現象事例報告書を都道府県知事に提出すること。

ウ 都道府県知事のコッホ現象事例報告書の取扱い

都道府県知事は、市町村長からコッホ現象の報告を受けた場合は、厚生労働大臣あてにコッホ現象事例報告書の写し（個人情報に係る部分を除く。）を提出すること。

エ コッホ現象事例報告書等における個人情報の取扱い

イにおいて、保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項をそれぞれ報告及び提出すること。

5 Hib感染症の定期接種

Hib感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。

(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、初回接種については27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上、標準的には27日（医師が必要と認めた場合には20日）から56日までの間隔において3回、追加接種については初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔において1回行うこと。ただし、初回2回目及び3回目の接種は、生後12月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上の間隔において1回行うこ

と。

- (2) 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、初回接種については 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上、標準的には 27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）から 56 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については初回接種終了後 7 月以上、標準的には 7 月から 13 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回 2 回目の接種は、生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日（医師が必要と認めた場合には 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

- (3) 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者

乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用し、1 回行うこと。なお、政令第 1 条の 3 第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。

- (4) Hib 感染症の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、旧規則に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、新規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

6 小児の肺炎球菌感染症の定期接種

小児の肺炎球菌感染症の予防接種は、初回接種の開始時の月齢ごとに以下の方法により行うこととし、(1)の方法を標準的な接種方法とすること。

- (1) 初回接種開始時に生後 2 月から生後 7 月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については、標準的には生後 12 月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については生後 12 月から生後 15 月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいた後であって、生後 12 月に至った日以降において 1 回行うこと。ただし、初回 2 回目及び 3 回目の接種は、生後 24 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。また、初回 2 回目の接種は生後 12 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回 3 回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能）。

- (2) 初回接種開始時に生後 7 月に至った日の翌日から生後 12 月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、初回接種については標準的には生後 12 月までに、27 日以上の間隔をおいて 2 回、追加接種については生後 12 月以降に、初回接種終了後 60 日以上の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、初回 2 回目の接種は、生後 24 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能）。

- (3) 初回接種開始時に生後 12 月に至った日の翌日から生後 24 月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、60 日以上の間隔をおいて 2 回行うこと。

- (4) 初回接種開始時に生後 24 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者

沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、1 回行うこと。なお、政令第 1 条の 3 第 2 項の規定による対象者に対しても同様とすること。

7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種

- (1) ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成 25 年 6 月 14 日付健発 0614 第 1 号厚生労働省健康局長通知）のとおりであること。

- (2) 次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者

イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者

- (3) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に当たっては、ワクチンを接種する目的、副反応等について、十分な説明を行った上で、かかりつけ医など被接種者が安心して予防接種を受けられる医療機関で行うこと。

- (4) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 5 月以上、かつ 2 回目の接種から 2 月半以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

- (5) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に、組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の接種から 6 月の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、2 回目の接種から 3 月以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

- (6) 組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性、有効性に関するデータはないことから、同一の者に両ワクチンを使用せず、同一のワクチンを使用すること。

- (7) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、保護者又は医療従事者が腕を持つなどして付き添うようにし、接種後 30 分程度、体

重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。

(8) やむを得ず集団接種を行う場合には、(7) を遵守するとともに、ヒトパピローマウイルス感染症は性感染症であること等から、特段の配慮を行うこと。

(9) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生した場合、次に掲げる事項について適切に対応すること。

ア 法の規定による副反応報告の必要性の検討

イ 当該予防接種以降のヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を行わないことの検討

ウ 神経学的・免疫学的な鑑別診断及び適切な治療が可能な医療機関の紹介

(10) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、平成 26 年 4 月 1 日より前に、旧規則に規定する接種の間隔を超えて行った接種であって、新規則に規定する予防接種に相当する接種を受けた者は、医師の判断と保護者の同意に基づき、既に接種した回数分の定期接種を受けたものとしてみなすことができること。

8 水痘の定期接種

(1) 対象者

水痘の予防接種は、生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者に対し、乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後 12 月から生後 15 月に達するまでの期間を 1 回目の接種の標準的な接種期間として、3 月以上、標準的には 6 月から 12 月までの間隔をおいて 2 回行うこと。

(2) 平成 26 年 10 月 1 日より前の接種の取扱い

ア 平成 26 年 10 月 1 日より前に、生後 12 月以降に 3 月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを 2 回接種した(1)の対象者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。

イ 平成 26 年 10 月 1 日より前に、生後 12 月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを 1 回接種した者は、既に当該定期接種を 1 回受けたものとみなすこと。

ウ 平成 26 年 10 月 1 日より前に、生後 12 月以降に 3 月未満の期間内に 2 回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接種を 1 回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後 12 月以降の初めての接種から 3 月以上の間隔をおいて 1 回の接種を行うこと。

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生水痘ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。

9 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種

(1) 対象者

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、次に掲げる者に対し、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを使用し、1 回行うこと。ただし、イに該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、アの対象者から除くこと。

ア 65 歳の者

イ 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

(2) 平成 26 年 10 月 1 日より前の接種の取扱い

平成 26 年 10 月 1 日より前に、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを 1 回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。

(3) 接種歴の確認

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行うに当たっては、予診票により、当該予防接種の接種歴について確認を行うこと。

(4) 予防接種の特例

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、(1) アの対象者については、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。

インフルエンザ予防接種予診票

		診察前の体温	度	分
住	所			
氏	名			男・女
生	年	月	日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (満 歳)

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
今日のインフルエンザの予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい	いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい	いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名 ()	はい	いいえ	
治療（投薬など）を受けていますか。	はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。()	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。	はい	いいえ	
インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。 ①その際に具合が悪くなったことはありますか ②インフルエンザ以外の予防接種の際に具合が悪くなったことはありますか	はい はい はい	いいえ いいえ いいえ	
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい	いいえ	
1 カ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい	いいえ	
最近 1 ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる） 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印
-------	---

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	m l	実施場所 医師名 接種年月日 平成 年 月 日

インフルエンザ予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

(接種を希望します・接種を希望しません)

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。
平成 年 月 日 被接種者自署 _____
(※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票

		診察前の体温	度	分
住	所			
氏	名			男・女
生	年	月	日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (満 歳)

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがありますか。	はい	いいえ	
今日の肺炎球菌ワクチンの予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい	いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい	いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名 ()	はい	いいえ	
治療（投薬など）を受けていますか。	はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。()	はい	いいえ	
薬や食品で皮膚に発疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか？	はい	いいえ	
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい	いいえ	
1 か月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい	いいえ	
最近1 か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる） 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印
-------	---

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	m l	実施場所 医師名 接種年月日 平成 年 月 日

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

(接種を希望します・接種を希望しません)

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。
平成 年 月 日 被接種者自署 _____
(※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第 1 総論 1～2（略） 3 予防接種実施状況の把握 （1）～（2）（略） （3）定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する健康診査（1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査）及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市町村長は、定期接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。 4（略） 5 接種の場所 定期接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行うこと（集団接種）も差し支えない。 また、定期接種の対象者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該対象者が生活の根拠を有する自宅や入院施設等において実施しても差し支えない。これらの場合においては、「13 A 類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項」及び「14 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項」に留意すること。 なお、市町村長は、学校等施設を利用して予防	第 1 総論 1～2（略） 3 予防接種実施状況の把握 （1）～（2）（略） （3）定期的な健診の機会を利用した接種状況の確認 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に規定する健康診査（1 歳 6 か月児健康診査）及び学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断（就学時の健康診断）の機会を捉え、市町村長は、定期接種の対象となっている乳幼児の接種状況について、保健所又は教育委員会と積極的に連携することにより、その状況を把握し、未接種者に対しては、引き続き接種勧奨を行うこと。 4（略） 5 接種の場所 定期接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすること。ただし、予防接種の実施に適した施設において集団を対象にして行うこと（集団接種）も差し支えない。 また、定期接種の対象者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止対策、副反応対策等の十分な準備がなされた場合に限り、当該対象者が生活の根拠を有する自宅や入院施設等において実施しても差し支えない。これらの場合においては、「13 A 類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項」に留意すること。 なお、市町村長は、学校等施設を利用して予防接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関

接種を行う場合は、管内の教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り実施すること。

6～9（略）

10 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者

（１）～（４）（略）

（５）予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）第 6 条に規定する者に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。この場合、Ｂ類疾病の定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意すること。なお、インフルエンザの定期接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者は、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 8 号に該当することに留意すること。

（６）（略）

11～12（略）

13 A 類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項

（１）～（４）（略）

（削除）

と緊密な連携を図り実施すること。

6～9（略）

10 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者

（１）～（４）（略）

（５）予診の結果、異常が認められ、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「実施規則」という。）第 6 条に規定する者に該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。この場合、Ｂ類疾病の定期接種については、法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨とならないよう特に留意すること。なお、インフルエンザの定期接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者は、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 7 号に該当することに留意すること。

（６）（略）

11～12（略）

13 A 類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項

（１）～（４）（略）

（５）安全基準の遵守

市町村長は、医療機関以外での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。

ア 経過観察措置

市町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種が終わった者の身体を落ち着かせ、本人、接種に関わった医療従事者又は実施市町村の職員が接種が終わった者の身

(5) ~ (7) 1.4 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項 (1) 安全基準の遵守 市町村長は、医療機関以外の場所での予防接種の実施においては、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように下記における安全基準を確実に遵守すること。 ア 経過観察措置 市町村長は、予防接種が終了した後に、短時間のうちに、被接種者の体調に異変が起きても、その場で応急治療等の迅速な対応ができるよう、接種を受けた者の身体を落ち着かせ、接種した医師、接種に関わった医療従事者又は実施市町村の職員等が接種を受けた者の身体の状態を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。 イ 応急治療措置	体の症状を観察できるように、接種後ある程度の時間は接種会場に止まらせること。 イ 応急治療措置 市町村長は、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられたとしても、応急治療ができるよう救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管内チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。 ウ 救急搬送措置 市町村長は、被接種者に重篤な副反応がみられた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。 (6) ~ (8) (新設)
--	--

市町村長は、医療機関以外の場所においても、予防接種後、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられたとしても、応急治療ができるよう救急処置物品（血圧計、静脈路確保用品、輸液、エピネフリン・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液、喉頭鏡、気管内チューブ、蘇生バッグ等）を準備すること。

ウ 救急搬送措置

市町村長は、被接種者に重篤な副反応がみられた場合、速やかに医療機関における適切な治療が受けられるよう、医療機関への搬送手段を確保するため、市町村にて保有する車両を活用すること又は、事前に緊急車両を保有する消防署及び近隣医療機関等と接種実施日等に関して、情報共有し、連携を図ること。

（２）次回以降の接種時期及び接種方法の説明

市町村長は、医療機関以外の場所で行った予防接種について、次回以降の接種が必要な場合は、被接種者本人又はその保護者に対して、次回以降の接種時期及び接種方法について十分に説明すること。

（３）副反応が発生した場合の連絡先

市町村長は、接種後に接種局所の異常反応や体調の変化が生じた際の連絡先として、接種医師の氏名及び接種医療機関の連絡先を接種施設に掲示し、又は印刷物を配布することにより、被接種者本人等に対して確実に周知すること。

（４）実施体制等

（１）から（３）までに定めるもののほか、医療機関以外の場所で定期接種を実施する場合は、「１３ Ａ類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項」の（１）から（３）まで、（６）及び（７）と同様とすること。

１５ 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

１４ 予防接種に関する記録及び予防接種済証の交付

(略) 1.6 予防接種の実施の報告 (略) 1.7 都道府県の麻しん及び風しん対策の会議への報告 (略) 1.8 他の予防接種との関係 (略) 1.9 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保 (1)～(4) (略) (5) 厚生労働省への報告 上記に基づき予防接種を行った市町村長は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、予防接種を行った疾病、接種回数等を、任意の様式により速やかに<u>厚生労働省健康局結核感染症課</u>に報告すること。 2.0 他の市町村等での予防接種 保護者が里帰りをしてしている場合、<u>定期接種の対象者が医療機関等に長期入院している場合等の理由により、通常の方法により定期接種を受けることが困難な者等が定期接種を受けることを希望する場合には、</u>予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する、<u>又は居住地の市町村長が定期接種の対象者から事前に申請を受け付けた上で償還払いを行う</u>等の配慮をすること。 2.1 予防接種時の事故の報告 (略) 2.2 副反応報告 (略)	(略) 1.5 予防接種の実施の報告 (略) 1.6 都道府県の麻しん及び風しん対策の会議への報告 (略) 1.7 他の予防接種との関係 (略) 1.8 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保 (1)～(4) (略) (5) 厚生労働省への報告 上記に基づき予防接種を行った市町村長は、被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病の名称等特別の事情の内容、予防接種を行った疾病、接種回数等を、任意の様式により速やかに<u>厚生労働省結核感染症課</u>に報告すること。 1.9 他の市町村での予防接種 保護者が里帰り等の理由により、<u>居住地以外の市町村で定期接種を受けることを希望する場合、</u>予防接種を受ける機会を確保する観点から、居住地以外の医療機関と委託契約を行う、居住地の市町村長から里帰り先の市町村長へ予防接種の実施を依頼する等の配慮をすること。 2.0 予防接種時の事故の報告 (略) 2.1 副反応報告 (略)
--	---

第2 各論

1 (略)

2 麻しん又は風しんの定期接種

(1)～(2) (略)

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(4) (略)

3 日本脳炎の定期接種

(1)～(3) (略)

(4) 平成 27 年度における予防接種の特例に係る積極的な勧奨

ア 対象者

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより、平成 27 年度に 18 歳となる者（平成 9 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が十分に行われていないことから、(3) の接種方法に沿って、平成 27 年度中に予防接種の積極的な勧奨を行うこと。

イ (略)

ウ 積極的勧奨の差し控えが行われていた期間に、定期接種の対象者であった者のうち、第 1 期接種（初回接種及び追加接種）を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第 2 期接種の積極的勧奨を行っても差し支えない。

なお、上記以外の者に対する第 2 期接種

第2 各論

1 (略)

2 麻しん又は風しんの定期接種

(1)～(2) (略)

(3) 接種液の用法

乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン及び乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンは、溶解後にウイルス力価が急速に低下することから、溶解後速やかに接種すること。

(4) (略)

3 日本脳炎の定期接種

(1)～(3) (略)

(4) 平成 26 年度における予防接種の特例に係る積極的な勧奨

ア 対象者

平成 17 年 5 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日までの積極的な勧奨の差し控えにより、平成 26 年度に 8 歳となる者（平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた者）及び 9 歳となる者（平成 17 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 1 期の追加接種が、18 歳となる者（平成 8 年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者）については、第 2 期の接種が、それぞれ十分に行われていないことから、(3) の接種方法に沿って、平成 26 年度中に予防接種の積極的な勧奨を行うこと。

イ (略)

ウ 積極的勧奨の差し控えが行われていた期間に、定期接種の対象者であった者のうち、第 1 期接種（初回接種及び追加接種）を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、第 2 期接種の積極的勧奨を行っても差し支えない。

なお、上記以外の者に対する第 2 期接種

の積極的勧奨については、ワクチンの供給量を踏まえつつ、平成 <u>28</u> 年度以降、年齢の高い者から順に、できるだけ早期に積極的な勧奨を実施することとしている。 (5) 厚生労働省においては、厚生労働省ホームページ等を通じて、日本脳炎の予防接種の対応等に係る情報を提供することとしている。 これらの情報を活用して、保護者等に対し、疾患の特性及び感染のリスクが高い者等に関すること並びに平成 <u>27</u> 年度の予防接種シーズンにおいて予定されているワクチンの供給量では、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逸した全ての者に対する十分な接種機会の提供が困難な場合があることについて、情報提供を行うこと。 (6) (略) 4～7 (略) 8 水痘の定期接種 (1)～(2) (略) <u>(削除)</u> (3) <u>接種液の用法</u> <u>乾燥弱毒生水痘ワクチンは、溶解後にウイルス力価が低下することから、溶解後速やかに接種すること。</u> 9 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種 (1)～(3) (略) (4) 予防接種の特例	の積極的勧奨については、ワクチンの供給量を踏まえつつ、平成 <u>27</u> 年度以降、年齢の高い者から順に、できるだけ早期に積極的な勧奨を実施することとしている。 (5) 厚生労働省においては、厚生労働省ホームページ等を通じて、日本脳炎の予防接種の対応等に係る情報を提供することとしている。 これらの情報を活用して、保護者等に対し、疾患の特性及び感染のリスクが高い者等に関すること並びに平成 <u>26</u> 年度の予防接種シーズンにおいて予定されているワクチンの供給量では、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逸した全ての者に対する十分な接種機会の提供が困難な場合があることについて、情報提供を行うこと。 (6) (略) 4～7 (略) 8 水痘の定期接種 (1)～(2) (略) <u>(3) 予防接種の特例</u> <u>平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間は、生後 36 月に至った日の翌日から生後 60 月に至るまでの間にある者についても定期接種の対象とすること。接種の方法としては、乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、1 回行うこと。</u> <u>これらの者については、生後 12 月以降に 1 回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできないこと。</u> <u>(新設)</u> 9 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種 (1)～(3) (略) (4) 予防接種の特例
--	---

(削除)

平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
までの間、(1) アの対象者については、65
歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳
又は 100 歳となる日の属する年度の初日から
当該年度の末日までの間にある者とするこ
と。

様式第一～様式第四 (略)

ア 平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31
日までの間、(1) アの対象者については
、平成 26 年 3 月 31 日において 100 歳以上
の者及び同年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31
日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、
85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者とす
ること。

イ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31
日までの間、(1) アの対象者については
、65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳
、95 歳又は 100 歳となる日の属する年度の
初日から当該年度の末日までの間にある者
とすること。

様式第一～様式第四 (略)

様式第五

様式第五

インフルエンザ予防接種予診票

非接種の体調

度

分

住 所			
氏 名			男・女
生 年 月 日	明治・大正・昭和	年 月 日生	(満 歳)

質 問 事 項	回 答 欄	医師記入欄
今日のインフルエンザの予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名 ()	はい いいえ	
所費（敗毒など）を受けていますか。 その病気の治療には、今日の予防接種を受けてもよいと書われましたか。	はい いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。()	はい いいえ	
薬や食品で皮膚に湿疹やじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか。	はい いいえ	
インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。	はい いいえ	
①その際に具合が悪くなったことはありますか	はい いいえ	
②インフルエンザ以外の予防接種の際に具合が悪くなったことはありますか	はい いいえ	
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい いいえ	
1カ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい いいえ	
その病気を患っている医師に今日の予防接種を受けてよいと書われましたか。	はい いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい いいえ	

医師記入欄

以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる）
本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。
医師署名又は記名押印

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	ml	実施場所 医師名 平成 年 月 日

インフルエンザ予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）
医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。
(接種を希望します・接種を希望しません)
この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。
平成 年 月 日 被接種者自署
(※自署できない者は代表者が署名し、代表者氏名及び被接種者との続柄を記載)

様式第五

様式第五

インフルエンザ予防接種予診票

非接種の体調

度

分

住 所			
氏 名			男・女
生 年 月 日	明治・大正・昭和	年 月 日生	(満 歳)

質 問 事 項	回 答 欄	医師記入欄
今日のインフルエンザの予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名 ()	はい いいえ	
所費（敗毒など）を受けていますか。 その病気の治療には、今日の予防接種を受けてもよいと書われましたか。	はい いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。 具合の悪い症状を書いてください。()	はい いいえ	
三ツトりの肉や卵などにアレルギーがありますか。	はい いいえ	
インフルエンザの予防接種を受けたことがありますか。	はい いいえ	
①その際に具合が悪くなったことはありますか	はい いいえ	
②インフルエンザ以外の予防接種の際に具合が悪くなったことはありますか	はい いいえ	
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい いいえ	
1カ月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい いいえ	
その病気を患っている医師に今日の予防接種を受けてよいと書われましたか。	はい いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい いいえ	

医師記入欄

以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる）
本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。
医師署名又は記名押印

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	ml	実施場所 医師名 平成 年 月 日

インフルエンザ予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）
医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。
(接種を希望します・接種を希望しません)
この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。
平成 年 月 日 被接種者自署
(※自署できない者は代表者が署名し、代表者氏名及び被接種者との続柄を記載)

様式第六

様式第六

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票

		非接種前の体調	度	分
住 所				
氏 名				男・女
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (満 歳)			

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがありますか。	はい	いいえ	
今日の肺炎球菌ワクチンの予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい	いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい	いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名	はい	いいえ	
治療（投薬など）を受けていますか。	はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。	はい	いいえ	
具合の悪い症状を書いてください。()			
薬が食品で夜中に熱けやじんましんが出たり、体の具合が悪くなったことがありますか？	はい	いいえ	
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい	いいえ	
1か月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい	いいえ	
最近1か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる） 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種実施後被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印
-------	--

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	ml	実施場所 医師名 接種年月日 平成 年 月 日

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

（ 接種を希望します・接種を希望しません ）

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。
平成 年 月 日 接種者自署
（※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載）

様式第六

様式第六

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種予診票

		非接種前の体調	度	分
住 所				
氏 名				男・女
生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (満 歳)			

質 問 事 項	回 答 欄		医師記入欄
肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがありますか。	はい	いいえ	
今日の肺炎球菌ワクチンの予防接種について市町村から配られている説明書を読みましたか。	はい	いいえ	
今日の予防接種の効果や副反応などについて理解しましたか。	はい	いいえ	
現在、何か病気にかかっていますか。 病 名	はい	いいえ	
治療（投薬など）を受けていますか。	はい	いいえ	
その病気の主治医には、今日の予防接種を受けてもよいと言われましたか。	はい	いいえ	
免疫不全と診断されたことがありますか。	はい	いいえ	
今日、体に具合の悪いところがありますか。	はい	いいえ	
具合の悪い症状を書いてください。()			
ひきつけ（けいれん）を起こしたことがありますか。	はい	いいえ	
1か月以内に予防接種を受けましたか。 予防接種の種類 ()	はい	いいえ	
心臓病、腎臓病、肝臓病、血液疾患などの慢性疾患にかかったことがありますか。 病名 ()	はい	いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	はい	いいえ	
最近1か月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名 ()	はい	いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	はい	いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の予防接種は（可能・見合わせる） 本人に対して、予防接種の効果、副反応及び予防接種実施後被害救済制度について、説明した。 医師署名又は記名押印
-------	--

ワクチンロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日
Lot No.	ml	実施場所 医師名 接種年月日 平成 年 月 日

高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種希望書（医師の診察の結果、接種が可能と判断された後に記入してください。）

医師の診察・説明を受け、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。

（ 接種を希望します・接種を希望しません ）

この予診票は、予防接種の安全性の確保を目的としています。
このことを理解の上、本予診票が市町村に提出されることに同意します。
平成 年 月 日 被接種者自署
（※自署できない者は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載）

平成 27 年 3 月 31 日
医政発 0331 第 68 号
健発 0331 第 28 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

医療機関外で行う予防接種の実施について

本日、「「医療機関外で行う健康診断の取扱いについて」の改正について」（平成 27 年 3 月 31 日付け医発 0331 第 11 号厚生労働省医政局長通知）が通知され、医療機関外で行う予防接種のうち、一定の要件を満たすものについては、新たに診療所開設の手續を要しないものとしたところである。

これに伴い、医療機関外で行う予防接種に当たっての注意事項を下記のとおりとしたので、御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等に対して周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

また、公益社団法人日本医師会に対し、本件に係る協力を依頼していることを申し添える。

記

1 医療機関外で定期の予防接種を行う場合の注意事項

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による予防接種については、従前どおり、「予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づく予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」（以下「定期接種実施要領」という。）による実施場所、注意事項その他の取扱いに従い実施すること。

2 医療機関外で任意の予防接種を行う場合の注意事項

予防接種法第 5 条第 1 項の規定によらない予防接種については、「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いに準じて実施するよう努めること。

医政発0331第11号

平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



「医療機関外のあるところで行う健康診断の取扱いについて」の改正について

今般、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図る観点から、「医療機関外のあるところで行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）の一部を別添のとおり改正することとしたので通知します。

貴職におかれましては、管下保健所設置市、特別区、関係団体等に対し、改めて今回通知する巡回健診等の医療法上の取扱いについての周知をお願いします。

別添

○医療機関外での場所で行う健康診断等の取扱いについて

(平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)

標記について、疾病予防、生活習慣病の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外での場所で行う健康診断に対する需要が増加しているところであるが、一般国民がより身近に健康診断を受けることを可能とするとともに、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図るため、医療機関外での場所で行う健康診断、予防接種又は採血（以下「巡回健診等」という。）の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。

なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。

記

- 1 既存の病院又は診療所の事業として巡回健診等を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。
 - (1) 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診等の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。
 - ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、労働安全衛生法等に基づく健康診断、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断、予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む）、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診等（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。
 - イ 当該病院又は診療所の所在する都道府県内で行われるものであること。
 - ウ 次のいずれかに該当するものであること。
 - (ア) 巡回健診等を目的とした車輛又は船舶であつて当該車輛又は船舶内において健康診断、予防接種又は採血を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合
 - (イ) 移動健診等施設以外の施設を利用して行われる巡回健診等であつて、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。なお、同日中に複数の場所で行う場合については、一回の巡回健診等とみなす。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの

別添

(2) (1) による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。

これを変更したときも同様とすること。

- ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地
- ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診等を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画
- エ 健康診断の項目、予防接種の種類又は採血に係る検査の種類
- オ 実施の目的、方法及び健康診断、予防接種又は採血に係る費用の徴収方法
- カ 移動健診等施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(3) (1) による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

- ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に(2)ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診等を管理させること。
- イ 巡回健診等を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。
- ウ 医療法人が巡回健診等を行う場合にあっては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。

(4) (1) による場合、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の手続を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではないこと。

2 巡回健診等が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。

○ 医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて（平成 7 年 11 月 29 日健政発第 927 号厚生省健康政策局長通知）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

新	旧
○医療機関外の場所で行う健康診断<u>等</u>の取扱いについて （平成 7 年 11 月 29 日健政発第九二七号厚生省健康政策局長通知） 標記について、疾病予防、<u>生活習慣病</u>の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受ける<u>ことを可能とするとともに、予防接種等における医療機関の事務手続の簡素化を図るため、医療機関外の場所で行う健康診断、予防接種又は採血（以下「巡回健診等」という。）</u>の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。 なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。 記 1 既存の病院又は診療所の事業として<u>巡回健診等</u>を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 （1） 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診<u>等</u>の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。 ア <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u>、労働安全衛	○医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて （平成 7 年 11 月 29 日健政発第九二七号厚生省健康政策局長通知） 標記について、疾病予防、<u>成人病</u>の早期発見等に係る国民の関心の高まりなどを背景に、医療機関外の場所で行う健康診断<u>（以下「巡回健診」という。）</u>に対する需要が増加しているところであるが、今般国民がより身近に健康診断を受ける<u>ことを可能とするため、巡回健診の医療法上の取扱いを左記のとおり定めることとしたので通知する。</u> なお、実施主体の既存の病院又は診療所における通常の診療に支障の生じないことについて十分確認のうえ、この取扱いを適用することとされたい。 記 1 既存の病院又は診療所の事業として<u>巡回健診</u>を行う場合における医療法及びこれに基づく法令の適用並びにこれに関する指導監督については、次のとおりとすること。 （1） 次のアからウまでのいずれをも満たす巡回健診の実施については、新たに診療所開設の手続を要しないものとする。 ア <u>結核予防法</u>、労働安全衛生法等に基づく健康診断、<u>老人保健法</u>に基づ

生法等に基づく健康診断、<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>に基づく<u>特定健康診査及び医療等以外の保健事業</u>としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断、<u>予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種（予防接種法施行令に規定する対象年齢以外の者に接種する場合も含む。）</u>、<u>地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血のみを実施する巡回健診等</u>（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。 イ（略） ウ 次のいずれかに該当するものであること。 （ア）巡回健診等を目的とした車輦又は船舶であって当該車輦又は船舶内において健康診断、<u>予防接種又は採血</u>を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診等施設」という。）を利用する場合 （イ）<u>移動健診等施設</u>以外の施設を利用して行われる巡回健診等であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。<u>なお、同日中に複数の場所で実施する場合については、一回の巡回健診等とみなす。</u>）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの （２）（１）による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。 ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地 ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診等を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画 エ <u>健康診断の項目、予防接種の種類又は採血に係る検査の種類</u>	く医療等以外の保健事業としての健康診査、保険者からの委託に基づく健康診断等、公共的な性格を有する定型的な健康診断のみを実施する巡回健診（疾病の治療を前提としたものを除く。）であること。 イ（略） ウ 次のいずれかに該当するものであること。 （ア）巡回健診車又は巡回健診船であって当該車輦又は船舶内において健康診断を行うことができる構造設備となっているもの（以下「移動健診施設」という。）を利用する場合 （イ）<u>移動健診施設</u>以外の施設を利用して行われる巡回健診であって、定期的に反覆継続（おおむね週二回以上とする。）して行われることのないもの又は一定の地点において継続（おおむね三日以上とする。）して行われることのないもの （２）（１）による場合、当該病院又は診療所から次に掲げる事項の提出を求めること。これを変更したときも同様とすること。 ア 当該病院又は診療所の開設者の名称及び主たる事務所の所在地 イ 当該病院又は診療所の名称及び所在地 ウ おおむね一か月から三か月までの期間ごとに巡回健診を行う場所及び各場所ごとの医師又は歯科医師である実施責任者の氏名を記した実施計画 エ 健康診断の項目
--	---

オ 実施の目的、方法及び健康診断、予防接種又は採血に係る費用の徴収方法
カ 移動健診等施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(3) (1) による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に (2) ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診等を管理させること。

イ 巡回健診等を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

ウ 医療法人が巡回健診等を行う場合にあつては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。

(4) (1) による場合、予防接種については、あくまで、新たに診療所開設の
手続を要しない場合を示しているのみであり、本通知によって「予
防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25
年3月30日付け健発0330第2号健康局長通知)の別添「定期接種実
施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するもの
ではないこと。

2 巡回健診等が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診等の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。

オ 実施の目的、方法及び健康診断費用の徴収方法
カ 移動健診施設を利用する場合は、その構造設備の概要

(3) (1) による場合、次の点に留意して指導監督を行うこと。

ア 当該病院又は診療所の管理者の指揮監督の下に (2) ウの医師又は歯科医師である実施責任者に医療法及びこれに基づく法令の管理者に関する規定に則って巡回健診を管理させること。

イ 巡回健診を行うに当たっては、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

ウ 医療法人が巡回健診を行う場合にあつては、当該病院又は診療所の事業として行われるものであるため、定款又は寄附行為の変更(新規事業の追加)は不要であること。

2 巡回健診が1(1)に該当しない場合には、従来どおり巡回健診の実施場所ごとに診療所開設の手続をとるものとする。

平成27年4月27日

各市町村保健・健康行政担当課長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

(公 印 省 略)

「医療機関外 の 場所で行う健康診断の取扱いについて」の改正について（依頼）

日ごろから、本府健康医療行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、標記について、厚生労働省医政局長から依頼がありました。

つきましては、当該依頼の趣旨をご了知のうえ、貴市町村所管の病院、診療所（保健センター）等関係機関に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該国依頼の要旨及び掲載アドレスは下記のとおりです。

本件については、大阪府各保健所、各保健所設置市保健所、（一社）大阪府医師会、（一社）大阪府歯科医師会、（一社）大阪府病院協会、（一社）大阪府私立病院協会、（一社）大阪精神科病院協会及び地方独立行政法人大阪府立病院機構へも同内容で依頼しておりますことを申し添えます。

記

1 国依頼の要旨

「医療機関外 の 場所で行う健康診断の取扱いについて」（平成7年11月29日健政発第927号厚生省健康政策局長通知）の一部が改正され、医療機関外 の 場所で行う予防接種等のうち、一定の要件を満たすものについては、新たに診療所開設の手続きを要しないものとし、予防接種等における医療機関の事務手続きを簡素な手続きとして取り扱うものとしたので周知いたします。

なお、本通知は、新たに診療所の開設の手続きを要しない場合を示しているものであり、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の別添「定期接種実施要領」による実施場所、注意事項その他の取扱いを何ら変更するものではありません。

2 掲載アドレス（病院・診療所への通知等）

http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/h27_kunituuchi.html

※ 厚生労働省等から発出される通知等については、保健医療企画課のホームページ「病院・診療所への通知等」で提供しています。通知等は随時更新していきますので定期的にご確認ください。

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室

保健医療企画課 医事グループ

TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）

FAX：06-6944-7546

医療機関外での場所で行う健康診断（巡回健診等）に関するQ & A

Q 1 巡回健診とは、何ですか。

A 1 巡回健診とは、医療機関外での場所で行う健康診断、予防接種又は採血をいいます。

一定地点において公衆又は特定多数人に対して健診等が行われる場合、原則として医療法上は、診療所の開設の手続きが必要ですが、一定の条件を満たす場合には、簡素な事務手続きで実施することができます。

【参考】簡素な事務手続きのご案内

医療機関を管轄する各保健所の下記アドレスから巡回健診の様式をご利用ください。

掲載していない場合は、直接保健所にお問い合わせください。

保健所名	お問い合わせ先・掲載ホームページアドレス			管轄地域
大阪市保健所	大阪市保健所	保健医療対策課 医療指導グループ	電話番号 06-6647-0679	大阪市
堺市保健所	堺市保健所	保健医療課 医務管理係	電話番号 072-228-7582	堺市
東大阪市保健所	東大阪市保健所	地域健康企画課	電話番号 072-960-3801	東大阪市
高槻市保健所	高槻市保健所	総務医薬課 医事担当	電話番号:072-661-9330	高槻市
豊中市保健所	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kenko_hokeneisei/todokede-soudan/iryoukankei/jji_tetsuzuki.html			豊中市
枚方市保健所	http://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/h-kikaku/jyunkaisinsathu-kankeiyoushiki-kenshin.html			枚方市
大阪府保健所	http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/byouin/jyunkai_yosiki.html			上記以外

大阪府内にある医療機関が、大阪府内において巡回健診を大阪府内で行う場合、

➤ 初めて巡回健診を実施する際

- ・ 事前に 「病院・診療所（巡回診療・**健診**）開始計画書」の提出
- ・ 巡回健診実施後10日以内に 「病院・診療所（巡回診療・**健診**）実施計画書」の提出
- ・ 翌月の10日までに 「病院・診療所（巡回診療・**健診**）実施報告書」の提出

➤ 2回目以降

- ・ 巡回健診実施後10日以内に 「病院・診療所（巡回診療・**健診**）実施計画書」の提出
- ・ 翌月の10日までに 「病院・診療所（巡回診療・**健診**）実施報告書」の提出

《注意》

- ・ 実施計画書および実施報告書は毎月提出してください。
- ・ 巡回健診の事実がない場合も実施計画書および実施報告書を提出してください。
- ・ 6月間実施計画が提出されない場合であって、正当な休止の理由がない場合には廃止されたものとみなされます。

Q 2 今回の通知により手続きをしなくても巡回健診を実施することができるようになったのですか。

A 2 手続きは、これまでと変わりありません。

大阪府内にある医療機関が大阪府内で巡回健診を実施する場合には、新たに診療所の開設手続きは不要ですが、Q 1による簡素な事務手続きが必要です。

Q 3 今回の通知により大きく何が変わったのですか。

A 3 これまで、予防接種については、巡回健診では認められませんでしたでしたが今回の通知により実施することが可能になりました。他に、地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血も巡回健診等に含まれることになりました。

Q 4 手続きは、どこに提出しますか。

A 4 大阪府内にある医療機関が、大阪府内において巡回健診を実施する場合、医療機関を管轄する保健所別紙（大阪市内の医療機関については、管轄する各区役所に提出）に申請してください。開催地の保健所ではありません。

Q 5 巡回健診で実施できる項目はどのようなものですか。

A 5 疾病の治療を前提としたものを除く下記の法律に基づく健康診断等が該当します。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断

○労働安全衛生法に基づく健康診断

○高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び医療等以外の保健事業としての健康診査

○保険者からの委託に基づく健康診断等

○公共的な性格を有する定型的な健康診断

○予防接種法に掲げられた疾病の予防を目的とした予防接種

対象の疾病

A 類	ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b 感染症、肺炎球菌感染症（小児）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、痘そう
-----	---

B 類	インフルエンザ、肺炎球菌感染症（高齢者）
-----	----------------------

※定期接種の対象年齢以外の者に接種する場合も含む。

○地方公共団体が直接又は委託して実施する検査のための採血

Q 6 大阪府内にある医療機関が、他府県で巡回健診を実施する場合の手続きは、どうすればよいですか。

A 6 巡回健診を開催する場所を管轄する他府県の保健所にご相談ください。

Q 7 他府県にある医療機関が、大阪府内で巡回健診を実施する場合、簡素な事務手続きが可能でしょうか。

A 7 簡素な事務手続きにはなりません。診療所の開設手続きが必要です。

Q 8 巡回健診を実施にあたって、注意すべきことはありますか。

A 8 実施主体の既存の病院又診療所における通常の診療に支障が生じてはいけません。

また、衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、清潔保持に留意しなければなりません。

なお、予防接種を実施する場合には、『定期接種実施要領』 1 4 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項をご参照ください。

巡回健診に係る予防接種に関するQ & A

Q 9 予防接種法の対策の中で安全基準の遵守に関して変更はありますか。

A 9 従来通りの対策が必要となります。医療機関以外の場所での予防接種の実施においても、被接種者に副反応が起こった際に応急対応が可能なように安全基準を確実に順守する必要があります。

Q 10 医療機関で行う予防接種に変更はありますか。

A 10 定期接種については、適正かつ円滑な予防接種の実施のため、市町村長の要請に応じて予防接種に協力する旨を承諾した医師が医療機関で行う個別接種を原則とすることに変更はありません。

お問い合わせ先

医療機関外の場所で行う健康診断（巡回健診等）に関するQ & A

大阪府保健医療企画課 医事グループ 06-6944-9170

巡回健診に係る予防接種に関するQ & A

大阪府医療対策課 感染症グループ 06-6944-9156

大阪府保健所所在地一覧

別紙

●開庁時間：月曜日から金曜日 午前９時から午後５時４５分 （土日祝、年末年始は休みです）

保健所名称	所在地	電話	ファックス	所管区域
池田保健所	〒563-0041 池田市満寿美町 3-19	072-751-2990	072-751-3234	池田市、箕面市、豊能町、能勢町
吹田保健所	〒564-0072 吹田市出口町 19-3	06-6339-2225	06-6339-2058	吹田市
茨木保健所	〒567-8585 茨木市大住町 8-11	072-624-4668	072-623-6856	茨木市、摂津市、島本町
寝屋川保健所	〒572-0838 寝屋川市八坂町 28-3	072-829-7771	072-838-1152	寝屋川市
守口保健所	〒570-0066 守口市梅園町 4-15	06-6993-3131	06-6993-3136	守口市、門真市
四條畷保健所	〒575-0034 四條畷市江瀬美町 1-16	072-878-1021	072-876-4484	大東市、四條畷市、交野市
八尾保健所	〒581-0006 八尾市清水町 1-2-5	072-994-0661	072-922-4965	八尾市、柏原市
藤井寺保健所	〒583-0024 藤井寺市藤井寺 1-8-36	072-955-4181	072-939-6479	松原市、羽曳野市、藤井寺市
富田林保健所	〒584-0031 富田林市寿町 3-1-35	0721-23-2681	0721-24-7940	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
和泉保健所	〒594-0071 和泉市府中町 6-12-3	0725-41-1342	0725-43-9136	和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町
岸和田保健所	〒596-0076 岸和田市野田町 3-13-1	072-422-5681	072-422-7501	岸和田市、貝塚市
泉佐野保健所	〒598-0001 泉佐野市上瓦屋 583-1	072-462-7701	072-462-5426	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

保健所設置市保健所所在地一覧（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市）

保健所名称	所在地	電話	ファックス
大阪市保健所	〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックス 10F	06-6647-0679	06-6647-0803
堺市保健所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1（市役所内）	072-228-7582	072-222-9876
東大阪市保健所	〒578-0941 東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-3801	072-960-3806
高槻市保健所	〒569-0052 高槻市城東町 5-7	072-661-9330	072-661-1800
豊中市保健所	〒561-0881 豊中市中桜塚 4-11-1	06-6152-7312	06-6152-7328
枚方市保健所	〒573-0027 枚方市大垣内町 2-2-2	072-807-7623	072-845-0685

初めて巡回健診を計画するときは、あらかじめ管轄する保健所にご相談ください。